

第1条【適応範囲】

本規約は、日本における「Ad FITNESS」のフランチャイズ本部である株式会社ネクストフィールド（以下「FC本部」といいます）のフランチャイズ加盟店が、日本国内において「Ad FITNESS」として運営するフィットネスクラブ（以下「当クラブ」といいます。）およびそれに派生するサービスの利用に関して適用されるものとします。

第2条【独立運営】

- 1.当クラブ各店はすべて、FC本部よりAd FITNESSの商標使用权の許諾を受けたフランチャイズ加盟店（以下、「加盟店」といいます。）が、FC本部とは独立した主体として運営するものです。
- 2.当クラブに入会した者（以下、「会員」といいます。）および会員以外で加盟店が認めた利用者（以下「ビジター」といいます。）は、当クラブの運営主体が加盟店であることを了解した上で、当クラブを利用するものとします。
- 3.会員は加盟店ごとに、会員、設備およびルール等が異なることを理解します。
- 4.会員は、日本国内のAd FITNESSについては、本規約とは別の規約が適用されることを理解します。

第3条【会員制度】

- 1.当クラブは会員制とします。
- 2.当クラブに入会される方は、本規約を承諾し、所属する加盟店（以下「所属加盟店」といいます。）との間で、加盟店所定の利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められ、加盟店の諸施設を利用することができます。
- 3.会員は、ご利用開始日より31日経過後、全ての「Ad fitness」を利用することができます。
- 4.未成年が入会を希望する場合は、加盟店所有の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 5.会員は、本規約（第25条により改正されたものを含みます）、施設内諸規則、その他FC本部および加盟店が定める規則をすべて遵守しなければなりません。

第4条【入会資格】

次の各号のいずれかに該当するものは当クラブの会員になることはできません。

- (1)本規約および当クラブの諸規則を遵守できない者。
- (2)本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者。
- (3)タトゥー（タトゥーと判別が困難なペンティング等を含みます。）のある者で、当クラブ内（施設のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同様。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者。
- (4)過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者とFC本部または加盟店が判断した者。
- (5)医師等により運動を禁じられている者。
- (6)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者。
- (7)15歳未満の者。
- (8)所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者。
- (9)未成年で当クラブの利用に関して親権者の同意を得られない者。
- (10)その他、FC本部または加盟店が会員としてふさわしくないと判断した者。

第5条【会費、セキュリティキー手数料】

- 1.加盟店は、加盟店ごとに、会費、セキュリティキー発行手数料、その他の費用（以下「会費等」といいます。）を定めるものとします。会員は、会費等が加盟店により異なることを理解します。

2.会員は、会費を、加盟店所定の方法で支払うものとします。支払い期間は、在籍する月の月末までの分を、当月27日までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。

3.会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等をすべて支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。

4.当クラブまたは加盟店は、会員等の改定をおこなうことができます。その場合、加盟店は1ヶ月前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会員等が適用されるものとします。

5.全員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、加盟店は、会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、加盟店が指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第6条【解約・契約変更】

1.契約の変更・解約は店頭にて手続きを行ってください。

2.解約・プラン変更の申告は前月の10日までに申請してください。

3.契約期間内の解約の場合、保証期間として希望の解約月から2か月後の解約となります。

第7条【在籍期間】

1.料金発生月を起算とし、6ヶ月間の在籍が必要となります。

2.当クラブの利用会費を支払っている期間を在籍期間と致します。

第8条【休会】

1.ジムの利用ができない場合、最大1年間の休会が可能となります。

2.休会期間は在籍期間にカウントされません。

第9条【セキュリティー】

1.当クラブは、会員に対しセキュリティキーを交付します。

2.会員がクラブ諸施設に入る際には、当該会員に交付されたセキュリティキーを提示するものとし、会員本人がセキュリティキーを携帯していない場合は、施設内に立ち入ることはできません。

3.セキュリティキーは、公布された会員本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。

4.会員は、セキュリティキーを第三者に貸与することはできません。万が一、セキュリティキーを貸与した場合は強制退会の対象となります。

5.会員は、セキュリティキーにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに所属加盟店にその旨を届けて、具体的な状況をご説明ください。所属加盟店が相当と認めるときは、会員は、再発行の手数料を支払った上で、セキュリティキーの再発行を受けることができます。

第10条【会員以外の施設の利用】

当クラブは、次の条件をいずれも満たす場合には、ビジターに当クラブを使用させることができます。その他の場合には、会員が同伴した場合を含め、会員以外の者による施設利用を認めておりません。

(1) 当該加盟店がビジターについて利用料を定めているときは、これを支払うこと。

(2) 事前に利用する加盟店から書面による承諾を得ること。

(3) 施設の利用を、同伴した会員に認められた範囲および加盟店が必要に応じて制限した範囲に限ること。

第11条【遵守事項】

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

(1) 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上ルール、および加盟店の説明並びに指示に従わなければなりません。

(2) 当クラブの利用時は、常に当クラブが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。

① ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット(びょう)がついている衣服、履物または服飾品。

② サンダル、草履、または長靴。

③ 裸足。

④ ヒールが高い、または滑りやすい履物。

⑤ スパイクシューズ等、施設または器具を傷つける可能性のある履物。

⑥ その他、当クラブまたは、加盟店がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品。

(3) 当クラブ内において、以下の行為は禁止されています。

① 営利目的または宗教に関すると評価される勧誘、広告等の活動、その他当クラブの目的と反する活動を行うこと。

② 法律で禁止された薬物等を使用すること。

③ 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、または、そのように評価される活動を行うこと。

④ 本規約に基づき当クラブの利用を認められないものを同伴させること。

⑤ タトゥー(タトゥーと判別が困難なペンティング等を含む)を露出させること。

⑥ 施設、器具または什器を故意または過失により破損すること。

⑦ 大声または奇声を発すること。

⑧ 他の会員、ビジター、当クラブのスタッフに対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる言動をすること。

⑨ 当クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。

第12条【入館の禁止、退場】

1 当クラブは、以下の各号のいずれかに該当する方につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。

(1) 本契約(第8条を含み、これに限らない)および当クラブの諸規則を遵守しない者。

(2) FC本部または加盟店において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。

(3) FC本部または加盟店において、飲食等により正常な施設利用ができないと判断した者。

(4) FC本部または加盟店において、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。

(5) 加盟店の承諾なくセキュリティキーを持たずに入館した者。

(6) 本規約の手続きに従わずビジターを入館させた者および入館したビジター。

(7) 自己都合により会員等の全部または一部を2か月間滞納し、または会費等の全部または一部を支払わない月が2か月連続した者。

(8) 上記の館、FC本部または加盟店においてが入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者。